

【各経済団体の長】 様

新規高等学校卒業者に係る求人等要請書

令和 5年 5月 31日

郡 山 市 長 品川 萬里

田 村 市 長 白石 高司

三 春 町 長 坂本 浩之

小 野 町 長 村上 昭正

厚生労働省福島労働局

郡山公共職業安定所長 津田 丈治

福島県県中地方振興局長 小 貫 薫

福島県県中教育事務所長 齋 藤 仁道

本県の労働行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の経済を取り巻く環境は、アフターコロナへの対応や物価上昇などにより、依然として厳しい状況が続いております。

市町村、県及び国では、関係機関と連携を密にして、雇用対策に取り組んでおりますが、何より実際に雇用の場を提供いただく企業の方々の御理解と御協力が不可欠であります。

貴台におかれましては、このような趣旨を御理解いただき、下記事項につきまして、傘下団体の皆様にこの趣旨を周知していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

1 新規高等学校卒業者に係る求人確保について

県中管内においては、今春の新規高等学校卒業者の 3 月末現在の就職内定率が 99.9% (県調べ)、県内留保率が 88.5% (県調べ) と県内地区別で高水準を維持することができましたこと、深く御礼申し上げます。

一方で、若年労働力人口が減少する本県にとって、高校生が希望と納得感をもって進路選択するとともに、地元への定着を促進することは、一層重要な課題となっております。

企業の将来を担う有為な人材を確保し、地域の産業を守ることが現在の厳しい社会経済状況を乗り越えるに当たって極めて重要なことであるため、企業の皆様におかれましては、厳しい経営状況であると存じますが、中長期的な観点からの採用活動と安定的な雇用の確保をお願いしたいと考えております。

このような中、6月 1 日から来春高等学校卒業者への求人受付が開始されます。求人票を早期に提出いただくことにより、9月 5 日からの応募書類提出に向けて十分な検討を行う時間を確保することができるため、早期離職の防止や県内定着の促進に資するものと考えております。

地域の産業を支える若者が、それぞれの夢の実現に向け、社会への第一歩を力強く踏み出していくことができるよう、求人の拡大及び求人票の早期提出につきまして、御配慮をお願いいたします。

また、採用後の定着のため、OJTを活用した離職防止研修や職場環境の整備について御検討くださいますよう、併せてお願いいたします。

2 賃金及び初任給の引上げ実現について

従業員の皆様及び御家族の生活水準の向上を図り、地域における人口減少や少子化に歯止めをかけ、地域経済の持続可能な発展を実現するため、企業の皆様におかれましては、厳しい経営状況であると存じますが、物価上昇に負けない積極的な賃金及び初任給引上げへの御協力をお願いいたします。

また、正規労働者と非正規労働者との間の均衡のとれた待遇を確保するため、賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応に取り組んでいただきますよう、併せてお願いいたします。

3 DXを活用した時間外労働の縮減について

2024年4月以降、適用が猶予されていた事業や業務においても改正労働基準法による時間外労働の上限規制が適用されます。

これにより、物流の「2024年問題」などの課題も懸念されているところですが、法改正の目的は、従業員の皆様のワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすい労働環境の整備を図ることとなっております。

企業の皆様におかれましては、この改正法の趣旨を尊重し、個々の従業員の多様な特性やニーズを認めつつ、その能力を十分に発揮できるよう、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した長時間労働縮減など、労働環境の改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

4 フレックスタイム制の導入など子育てしやすい就労環境づくりについて

事業所内保育施設の設置や保育所の保育時間、放課後児童クラブの開所時間等に十分に配慮した勤務時間の選択制（育児フレックスタイム）の導入など、子育てしやすい就労環境づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、配偶者出産時に対応する有給休暇の確保や育児休業の取得促進、不妊治療時に取得できる休暇のほか、子の看護休暇など安心して子どもを産み育てられる休暇制度の充実に加え、男性の家事・育児参画への理解促進と育児で離職していた女性の再雇用やキャリア形成への支援、さらには多子世帯の従業員の皆様への経済的支援など、子育てにやさしい職場づくりの一層の推進を併せてお願いいたします。